

仕様書

1 委託業務名

京都ならではの関係人口の創出・拡大及びU I Jターンの促進に向けた受入体制構築業務

2 本業務の目的

以下の本市が持つ強みやまちの特性をいかし、市内の「住む人・活動する人」と市外から本市に「関わろうとする人」が交流する機会を持つための仕組みや受入体制の構築を行い、京都ならではの関係人口の創出・拡大やU I Jターンの促進に取り組む。

本市の強み・まちの特性

(1) 市外の潜在的な関係人口

- ・ 個性と特色あふれる大学・短大等が集積し、約15万人の学生が学ぶまちであり、市内外に多様な分野で活躍する人材を多数輩出
- ・ 国内外から年間5千万人超の観光客が訪れるなど、潜在的な「関係人口」の幅広さを有していること

(2) 市内で活動する企業・団体等

- ・ 本市の定住・移住促進に向けた取組の趣旨に賛同し、公民連携で本市への定住・移住促進に取り組む「京都市定住・移住応援団」をはじめ、京都の魅力の発信や地域コミュニティ形成、関係人口と定住人口の接続に資する活動を展開する様々な企業・団体等が存在していること

(参考) 京都市定住・移住応援団について

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000312984.html>

3 用語の定義等

(1) 関係人口（総務省による定義を抜粋）

- ・ 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す。
- ・ 地方圏では、人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面しているが、変化を生み出す人材が地域に入り始めている例も多くあり、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が、地域づくりの担い手となることが期待されている。

(2) 京都市定住・移住応援団

- ・ 本市の定住・移住促進に向けた取組に賛同し、応援いただける企業・団体等を「京都市定住・移住応援団」として登録し、各企業・団体等が持つアイデアやノウハウをいかし、公民連携で本市への定住・移住の促進に取り組む事業。令和5年3月末に立ち上げ、約190の団体を応援団として登録（令和8年1月末時点）。

- ・ 応援団が実施する定住・移住促進につながるサービス内容やイベント情報を本市の移住ポータルサイトにおいて発信するほか、応援団から提案いただいた定住・移住促進につながる有効な提案について、公民連携で実証実験や具体的実践に取り組んでいる。

▼京都市定住・移住応援団の登録リスト

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000312984.html>

▼京都市定住・移住応援団との公民連携事業

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000326791.html>

4 委託業務の内容

(1) 本市に関わろうとする人の受入体制（オンラインプラットフォーム）の構築

本市への移住検討者や、本市との何らかの関わりを望まれる市外在住者（以下「ターゲット」という。）と、市内の「住む人・活動する人」が交流し、市外在住者が本市の関係人口となるための受入体制（オンラインプラットフォーム）の構築を行うこと。

ア 受入先の開拓・調整及び体験コンテンツの造成

- ・ 京都市内の事業者（企業・団体等）に対して本事業の趣旨を説明し、ターゲットに対して体験コンテンツを提供する受入先の開拓・調整を行うこと。
- ・ 受入先の開拓は、10事業者以上とする。
- ・ 受入先がターゲットに対して提供する体験コンテンツの造成について、サポートを行うこと。
- ・ 体験コンテンツは、単なる京都観光に留まらず、京都での仕事体験やプロジェクトへの参画、住む人や活動する人との交流などを通じて、本市や市内各エリアの関係人口化、ひいては将来的なUIJターンにつながるような内容とすること。
- ・ 体験コンテンツについては、異なるニーズや志向性を持つ様々なターゲットに向けて幅広く訴求できるよう、受入先の特性・特徴をいかした選定を行い、可能な限り多様なテーマ・ジャンルにおいて造成すること。
- ・ 体験コンテンツの実施時期・日程については、ターゲットの特性を踏まえ、幅広いターゲットが参加しやすいよう工夫するとともに、一時期に集中しないよう、年間スケジュールの調整やその他の工夫を検討すること。

イ 体験コンテンツの公開（オンラインプラットフォームへの掲載）

- ・ 上記アで開拓・造成した受入先の体験コンテンツを、オンラインプラットフォーム上に公開し、それぞれのコンテンツを紹介すること。
- ・ オンラインプラットフォームは、本事業の実施に合わせて新設する方法のほか、提案者が保有・運営する既存の Web サイトを活用する方法や、本市が運営する京都市移住ポータルサイト「住むなら京都」を活用する方法での提案を可とする。
ただし、京都市移住ポータルサイト「住むなら京都」を活用する場合、本サイトの運営・保守管理業務を受託する事業者※とも連携・調整のうえ、本サイトの更新等に係る経費について提案者が負担すること。

※ 京都市移住ポータルサイト「住むなら京都」の運営・保守管理業務の受託事業者は、プロポーザルにより令和8年3月中下旬に決定予定

- ・ 体験コンテンツのオンラインプラットフォームへの掲載に当たっては、写真や紹介記事などを作成し、ターゲットに対して各受入先の魅力や体験コンテンツの内容が十分に伝わるよう工夫すること。

(2) 体験コンテンツの参加者募集・受入

- ・ オンラインプラットフォームに掲載した各種体験コンテンツの広報等を行い、広くターゲットの参加募集を行うこと。参加者の募集に関しては、受入件数・人数の目標値を設定のうえ、提案すること。
- ・ 提案者は、本オンラインプラットフォームの運営・管理者として、参加希望者からの申請・参加申込があった際には、参加希望者と受入先とのマッチングを行うこと。
- ・ 参加希望者と受入先とのマッチングに当たっては、必要に応じて参加希望者の意向や適性を確認し、受入先との日程調整等、受入に係る諸手続きを実施すること。
- ・ 参加者の体験中の事故等、万が一に備えた対策を事前に検討・提案のうえ実行すること。
- ・ 参加者や受入先に対してアンケート調査を行い、体験コンテンツに関する満足度や関係人口の創出・拡大やU I J ターンの促進に向けた効果等の分析を行うこと。
アンケート項目については、事前に本市と協議のうえ、その内容を決定すること。
- ・ 体験コンテンツへの参加に必要な交通費や宿泊費等については、基本的には参加者の自己負担とすることを想定しているが、受入に当たって、参加者への交通・宿泊費の全部又は一部をキャッシュバックすることや、受入先に対して謝金等を支払うことを妨げない。
オンラインプラットフォームの運営及び体験コンテンツの参加者募集・受入に当たっては、受入先・参加者・プラットフォーマー（提案者）の三者にとって無理がなく、持続可能性を有した構造となるようスキームを検討すること。

(3) オンラインプラットフォームの周知・広報及び関連企画の実施

- ・ 構築したオンラインプラットフォームをターゲットに向けて幅広く周知・広報し、体験コンテンツへの参加促進に取り組むこと。
- ・ 周知・広報に当たっては、京都ならではの関係人口の創出・拡大及びU I J ターンの促進に向けて、ターゲットの一步を後押しできるよう、ターゲットの年代やニーズ、志向性等を勘案し、戦略的に検討すること。
- ・ 周知・広報は、オンラインでの情報発信のほか、チラシの制作・配架や、受入先やターゲットを交えたオフライン・オンライン（又はそのハイブリッド）での企画の実施など、幅広い手法を検討のうえ、提案すること。
- ・ そのほか、オンラインプラットフォームの周知・広報や、受入先とターゲットの交流を促進する企画など、本業務の目的達成に向けた関連企画についても、必要に応じて積極的に提案すること。

(4) **トラブル・クレーム対応体制の整備**

- ・ 体験コンテンツの参加者募集・受入れに先立ち、体験コンテンツ提供中やその前後に生じうるトラブルやクレームへの対応体制を整備し、業務開始前に本市と協議の上、報告すること。
- ・ トラブルやクレームへの対応体制については、責任者や報告・連絡体制、トラブルやクレーム発生時の対応フローを必ず盛り込むこととし、その他必要な事項についても適宜検討すること。
- ・ 業務の実施に当たって、トラブルが発生した場合は、速やかに本市に報告の上、対応について協議するとともに、クレームの申出者に対しては誠実な対応に努めること。
- ・ トラブル等の対応を行った場合は、その経緯や経過、対応状況や今後の業務改善策・課題解決策を取りまとめ、書面により速やかに本市に報告すること。

(5) **協議・レポート作成・報告**

- ・ 本業務の検討・実施に当たっては、事前に本市と会合の場を設け、その内容について報告・協議・情報交換等を行うこと（オンライン・オフラインの別は問わない）。
- ・ 上記の会合のみならず、事業の実施状況等に応じて、適宜打合せの機会を設け、円滑な事業遂行に向けて密な情報連携に努めること。
- ・ 本業務においてイベント等を実施した場合には、委託業務完了後の実績報告書とは別に、各企画の実施から1箇月以内を目途に、実施状況や成果、改善点等をまとめたレポートを作成し、報告すること。

(6) **業務分析・改善提案等**

- ・ 本事業の実施に当たっては、事後に効果検証を実施できる仕組みをあらかじめ構築し、成果や収集した各種データ等を分析し、上記(5)により報告・協議し、必要な改善提案を行うとともに、必要に応じて次の企画に反映すること。

(7) **その他**

- ・ 体験コンテンツへの参加後も、参加者との継続的な関係構築に努めること。また、参加者から移住や就業のほか、本市への関わりの継続に向けた相談があった場合には、提案者において適切に対応するほか、必要に応じて京都市移住サポートセンターの移住相談等に情報連携すること。
- ・ 本業務の実施に当たって、現地のコーディネーター等を設置し、連携して事業を遂行することを妨げない。
- ・ 本業務の目的達成に向けて、本市と受託者との協議により必要と判断されることについて、実施すること。
- ・ メール等、コミュニケーションツールへの返信は、原則2開庁日以内に行うこと。

5 成果物及び実績報告書

- ・ 委託業務完了後、速やかに実績報告書を提出すること。実績報告書には本業務で構築したプラットフォームの内容や運営実績、市外からの人流創出状況や受入れ実績・成果、受入側及び参加者から聞かれた声、本取組の周知・広報に係る企画の結果や実績のほか、事業全体の反省点や今後の展開に向けた改善点等を記載すること。
- ・ 本業務における制作物等がある場合は、その所有権及び著作権に関して事前に本市と協議し、それらが本市に帰属する場合には、成果物を令和9年3月31日までに納品すること。

6 その他

- (1) 本業務を開始するに当たっては、本市と事前に十分な調整を行うこと。
- (2) 受託者は、履行期限内に円滑に事務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。また、計画的な事務の推進のため、工程表を作成し、本市の確認を受けること。
- (3) 本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。
- (4) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 本市から提供した文章及び写真等を無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁止する。
- (6) 受託者は、本市の文書による承認を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託（以下「再委託」という。）し、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、本市は再委託について承認しない。
- (7) 本事業における個人情報の取得・保管・管理にあたっては、当該業務において知り得た個人情報について、京都市個人情報保護条例等に基づき、適正に管理し取り扱うこと。
なお、本業務の実施に当たって個人情報の取得・保管・管理を伴う場合は、別に定める「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」を遵守することとする。
- (8) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議し、その決定に従うこと。

7 （参考）京都市の現在の政策やまちの将来像に関する参考資料

事業の提案にあたっては、下記の資料も参考とすること。

- (1) 新京都戦略（期間：2024年度から2027年度まで（2025年3月策定））

※2025年度末改定予定

行財政改革計画を前倒しで改定し、2027年度までに取り組む政策、政策を推進するためのしごとの仕方改革、財政・組織体制の今後の方針を示すものとして策定。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000339369.html>

(2) 京都基本構想（期間：2026年から2050年まで（2025年12月策定））

これからの京都の25年を展望したまちの羅針盤。京都が積み重ねてきた価値を、京都に関わる全ての人々と改めて共有し、後世に伝えていくとともに、人々の生き方、まちのあり方を考えていくうえでの拠り所の一つとして策定。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000347968.html>